

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第37回 議事録

1 日時：平成20年5月13日（火）15：45～17：00

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、岩浪 剛太、植井 理行、大山 永昭、華頂 尚隆、河村真紀子、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、高橋 伸子、田胡 修一、田村 和人、土井美和子、中島 不二雄、長田 三紀、中村伊知哉、生野 秀年、堀 義貴、福田 俊男

（以上26名）

（2）オブザーバー

足立 康史（経済産業省）、川瀬 真（文化庁）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）、藤沢 秀一（日本放送協会）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安江 憲介（サイエント ジャパン株式会社）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局コンテンツ振興課長

（4）総務省

中田政策統括官、松井官房審議官、鈴木総合政策課長、吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、武田衛星放送課長、藤島地域放送課長

【村井主査】 ただいまより情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の37回会合を開催いたします。委員の皆様、お忙しいところをどうもありがとうございます。

本日ご欠席の委員の方、ご出席のオブザーバーのお名前は席上配付資料をご参照ください。

本日は、フォローアップワーキンググループと制度的エンフォースメントについて議論中の技術検討ワーキンググループ。この2つのワーキンググループの検討状況のご報告をうかがい、それに関する議論をしていただく予定です。よろしく願いいたします。それ

では、事務局より資料の確認をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、本日の資料でございますが、1点でございます。放送事業者委員提出資料「エンフォースメントについて」が資料1でございます。それから、本日のオブザーバーにつきまして、松下電器産業の榊原様にもご出席いただいております。名簿から抜けており申し訳ございません。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。では、1つ目の議題、「フォローアップワーキンググループの検討状況について」、まず主査の中村委員からご報告をお願いいたします。

【中村委員】 この委員会の第4次中間答申の趣旨というのは、委員会の場に参加している各立場の皆さんの間でのコンセンサスを形成しながら議論や取り組みを前に進めていこうということだったと認識しております。また、フォローアップワーキングの目的は、そのコンセンサスの確認を行うことであつたと思います。きょうのフォローアップワーキングは、私はどうしても欠席せざるを得ない先約がありましたので、事務局に、次に申し上げる3点について報告した上で出席いただいている方々の評価について意見交換を行っていただくようお願いいたしました。

まず1つ目は制度です。コンテンツに関する制度について、現在、知財本部、あるいは文化庁の文化審議会、さらには経団連、または与党においてそれぞれ検討されているという状況についての報告でありました。それから2点目は周知広報です。権利者の許諾を得ない不正なコピーや海賊版が流通することを事前に防止するといったことのための周知・広報の状況についてですけれども、そのための関係者における取り組み状況についても報告いただきたいというものです。それから3つ目は、コンテンツの利用実態の把握ですとか技術の動向調査といった昨年の第4次答申でダビング10の実現と並行して課題とされた事項の進捗状況についての報告であります。この3点を報告した上で、委員の方々に意見交換を行っていただくというお願いをしておりました。

そこで、本日この委員会の前に開催されたワーキングの審議の状況については、事務局から報告をお願いできますでしょうか。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、本日本委員会に先立って行われましたフォローアップワーキングの状況についてご報告いたします。中村主査からご指示いただきました3点につきまして、事務局からご報告した内容をご報告いたします。

まず1つ目のコンテンツに関する制度に関する検討状況につきまして、現在検討が動いている事項について幾つかご報告申し上げます。まず1点目は、政府の知的財産戦略本

部の動きでございます。知財戦略本部の中にデジタルネット時代における知財制度専門調査会というものが先月発足いたしております。既にこれまで2回開かれているわけですが、その状況を簡単にご報告申し上げます。

次に政府部内ということで、文部科学省文化庁私的録音録画小委員会で5月8日等いろいろ検討を行っておられます。その検討状況につき、そちらで公表された資料等に基づき簡単にご報告いたしました。

次に与党の方でございますが、自民党の知的財産調査会で同じくコンテンツの流通、保護、あるいはコンテンツ一般のいろいろな制度やルールについて検討が進められておりますが、その状況についてわかっている範囲で簡単に申し上げます。

それから経済団体ということで、経団連の映像コンテンツ大国検討委員会において今年の3月まで行われておられました検討について報告させていただきました。これについては、映像コンテンツ大国検討委員会の検討成果に基づきまして、そのメンバーの方々が今自主的にいろいろ取り組まれているということかと思えます。

以上、1つ目のコンテンツに関する制度、ルールということにつきましては、知財本部、文化庁さん、与党の調査会、あるいは経団連さん等での検討状況についてご報告させていただきました。

次に2点目、周知広報の状況ということでございます。これにつきましては、第4次中間答申におきましてダビング10ということの提言と並行いたしまして、違法な流通を防ぐための周知広報といったことについての提言に関するものであります。第4次答申におきまして、権利者の許諾を得ない複製が違法になるということ、あるいはステーションロゴといまして、地上デジタル放送において開始された、チャンネルごとのロゴマークが画面に表示されるということになっておるわけですが、このステーションロゴ、あるいは権利者の許諾を得ないコピーについての取り扱いといったことの周知広報をダビング10への取り組みと並行してやるべきではないか。かつ、それについては、行政、放送事業者、メーカー、あるいは消費者団体といった4者がそれぞれの役割のもとに周知広報に取り組んでいくべきではないかといった提言が第4次答申ではダビング10と並行して行われております。それについて、現在どのような取り組みをそれぞれの関係者の方々が行われておられるかといったことについてご報告させていただきました。

次に、3点目でございますが、以上申し上げた2点以外、ダビング10の実現と並行して課題とされた事項の進捗状況ということでございます。これも第4次答申に提言されて

おりますけれども、非常に技術進歩が激しく、市場や視聴者の状況も変わる中で、今回の第4次答申の提言が暫定的という性格はどうしても出てくると。

その暫定的な性格のものを今後いろいろな意味でよりよいものにしていく意味で、今申し上げた、例えば視聴者のコンテンツの利用実態、あるいはコンテンツの保護技術についての動向といったことを適時把握し、かつ把握した結果を適時この委員会において報告し、それに基づいてさまざまな方策が必要であるならばこの場において提言し、よりよい改善を図っていくといったことについて、審議会の構成員全員に対して審議会において依頼したという格好になっております。そのうち、視聴者の利用動向の把握といったことについて、今行政として取り組んでいる範囲のことについて簡単にご報告申し上げました。

以上3点につきましてご報告の後、参加していらっしゃる委員の方々に意見交換していただいたわけではありますが、その中にご報告させていただいた事項について幾つか宿題をちょうだいいたしました。宿題については事務局で預からせていただくということでございますが、特にフォローアップワーキングの今後の進め方について何人かの委員からご指摘、ご提案がございました。そのご提案をどう取り扱い、生かしていくかということにつきましては、中村主査、それから村井主査とご相談の上早急にフォローアップワーキングに改めて諮らせていただき、その結果については当委員会でも報告するというところで終わらせていただいております。

以上、簡単ではございますが、本日のフォローアップワーキングにおける検討状況についてご報告させていただきました。事務局からは以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、皆さんのご意見を伺います。まず、ご意見をいただきたい委員の方をこちらからご指名させていただきます。田胡委員、お願いいたします。

【田胡委員】 ダビング10に関してなんですけれども、6月2日予定ということで、なかなか確定にならないので早く確定をお願いしたいということを4月の委員会でも申し上げましたが、残念ながらきょう現在もまだ決まっておりません。3週間を切るというところまで追い込まれてきています。再三でございますが、改めて皆さんのご理解を得られた上で早急というか、本日中にぜひ確定していただきたい。

先ほどありましたダビング10に関しての周知広報が必要なわけでありまして、先回、関委員のほうでも、放送事業者としても周知広報は必要だという認識を持たれているということでありましたので、残り少ない、3週間を切ったところまで来ておりますが、ほん

とうの意味で最終的には時間切れ寸前まで来ておりますので、ぜひ本日皆様の合意形成をいただいた上で、D p aで速やかに用開始日を確定していただきたいと思っております。改めてのお願いですが、よろしく申し上げます。

【村井主査】 今の田胡委員のご発言も含めまして、引き続き委員の皆様にご意見をお伺いいたします。まず高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】 情報通信審議会からこちらの委員会に出席要請されて2年半がたつわけなんです。先ほどフォローアップワーキングにも出てまいりました。そこで合意形成、コンセンサスでいろいろなことを決めていこうと確認されたところでございます。今の田胡委員の6月2日云々ということに関しましては、私も繰り返し申し上げているところなんです。この期日確定に関して消費者側は関与しておりませんので、確定に関してここで賛否の意見表明をするだけの材料は持っておりませんので、それはできないということを明確に申し上げておきたいと思っております。

周知広報についても、今フォローアップの会議でいろいろ意見を申し述べたところなんですけれども、一般の方々への周知はいろいろな形でされてはおりますけれども、まだ機器を購入している人が半分にならないという状況、それから私も出ましたが、いろいろなイベントでのアンケート調査においても、ダビング10の周知率がまだ非常に低いという状況だと思っております。そのデータは新聞で周知されたもので、秋葉原で行われた行事ですので非常に関心の高い方々がお集まりだと思いましたが、それでも3分の1が現状だと確認したところでございます。ですので、消費者としましては、我々は知る権利があると思っておりますので、民民といっても消費者を抜いた形でなく、みんなでここで我々が知りたいことを明らかにしていっていただきたいと思っております。以上です。

【村井主査】 それでは長田委員、お願いいたします。

【長田委員】 フォローアップワーキングに参加していない私としましては何を申し上げてよいかわからない状況ですが、普通の消費者の気持ちから言いましたら早い方がいいし、どの日からそうなるのかきちんとわかった方がいいだろうということは申し上げられますが、何日が適当なのかは申し訳ないんですがわかりません。

今高橋委員がおっしゃいましたように、この会議の中でもずっと、いろいろなことを決めるときにはきちんと情報をみんなで共有して決めていこうということでしたが、6月2日がよいのかについて何も判断基準がない中で意見は申し上げにくいと思っております。

それで、広報に関しては、自分の役割だと思っておりましたので、以前から、決まった

段階からできることは地道ですがやらせていただいて、PTAの学習会でダビング10の話をするための資料を総務省にいただいてそれを配付させていただいたり、中村先生がお書きになった「東京くらしねっと」という東京都に配られている消費者の情報誌の枠取りなどにも協力はさせていただいておりますので、それはこれからも地道に続けたいと思っております。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 繰り返しになってしまうんですが、権利者としましては、ダビング10の提言の策定に参加した一員として、ダビング10の早期実現に向けてコンセンサスづくりをいろいろな場面で努力していきたいと思っております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。関委員、お願いいたします。

【関委員】 きょうのフォローアップワーキングでもいろいろとお話がありましたように、また、田胡委員がおっしゃったことと同じことで、Dpa側としましてもなるべく早期に実現したいと考えておりますので、合意形成をいただいた上でなるべく早く実現したいと思っております。

【村井主査】 ありがとうございます。元橋さん、お願いいたします。

【元橋オブザーバー】 多分関さんは、フジテレビの関さんとしてではなくDpa技術委員長の立場でおっしゃったんだと思うんですが、放送事業者としても多分各社同じだと思いますが、早期実施という気持ちは全く同じです。ただ、前回の委員会でも出ましたが、これまでの評判の悪かった「コピーワンス」というものを放送事業者とメーカーで勝手に決めたのではないかと、というのが、そもそもこの議論の始まりだったわけですから、6月2日の実施についてもこの場の関係者の皆さんがちゃんと共通の理解として信頼関係を保った上で円滑に実施できるということが非常に大事だと思っています。フォローアップワーキングでの活動に引き続き協力していきたいと思えます。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは浅野委員、お願いいたします。

【浅野委員】 事務局からフォローアップワーキンググループの検討状況という説明を聞いたんですがさっぱりわからない。何が議論されたのかもよくわからない。その中で、田胡委員がおっしゃるように合意形成を目指してと。皆さんもできるだけ全員の合意を目指してということをお話になったんですけれども、それ自体は私もまさに賛成します。今までのダビング10を決めるまでの経緯を見ても、当初は自分の立場の話からスタートして、利害関係者全ての共通認識を得るために自分の立場を一步離れて長い時間をかけてここまで到

達してきました。この委員会ではコンセンサスを重視し、何か落とし所を決めて行こうという一つの文化ができたと思っております。

その延長線上の話としては、9合目まで来ました。あと1合目として何が残っているかと言えば、「いつダビング10を実施するか」ということだと思います。いつ実施するか、それに伴って並行して決めておかなければならないことをフォローアップワーキンググループで検討し、その結果をこの委員会で最終決定するというのではなかったのですか。ところが、皆さんそれぞれ合意形成を目指して協力すべきと言い、基本的立場には賛成と言っておられますが、フォローアップワーキンググループでの合意形成ができていないため、この委員会で合意形成を目指そうということになっていると思います。今までもずっと合意形成、コンセンサスを目指してというかけ声のもとに随分長い時間議論してきたわけですから、あと最後の1合目についても、できるだけ早期に合意形成を目指していただきたい。利害を乗り越えてコンセンサスに向けて議論するのがこの委員会の文化ですから、関係者の一層の努力を期待したいとしか言いようがないと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。その他どなたかご意見はありますか。ご意見がないようですね。いろいろご意見を頂きましたので、フォローアップワーキンググループの議論に期待がかかってまいります。中村委員、ご発言をお願いいたします。

【中村委員】 早期の合意に向けて努力すると皆さんきょうおっしゃって、ただなぜか合意に至らないという、私も非常にわけがわからない状況なんですけれども、実はお話しさせていただきまして、この議論の当初から私にはわけがわからなかったです。

私は総務省の意向と異なり、当初からこの案件をこの審議会で扱うことに強い違和感を覚えておりました。今も違和感を覚えておりますし、限界も感じています。本来これは民間の契約の問題だからです。したがって、この場にご出席されている消費者、権利者、あるいは放送事業者の方を含めてもいいんですけれども、その意向にかかわらずメーカー側でダビング10を強行するというのであれば、制度上制約はないんじゃないか、民間の判断で行っていきけるものなんじゃないかと私は感じているんです。

もしこれが行政の許可ですとか法令上の技術基準という案件であれば、とうに結論を出して総務大臣の処分が出ているんじゃないかと思うんです。無論訴訟リスクを伴う可能性がありますけれども、あくまで民民の話じゃないかなと思ってこの議論を聞いておりました。しかし、この委員会で2年半の時間を費やして行った議論の大前提というのは、そうではなくてこういう検討の場を設けて、そこへ参加している関係者の先ほど来出ているコ

ンセンサスをつくって進めていこうという趣旨だったと。つまり、これは本来民の話なんだけれども官が場を用意したと認識しています。

フォローアップのワーキングというのは、関係者のコンセンサスに関する決着を確認するためのもので、すごく単純なものだと考えるんですが、依然としてここまでのこの委員会における議論と関係者の意見にかかわらず、そういった実現を強行することは可能だと思いますが、しかし、そうしないというのであれば、この検討の場でコンセンサスを得る具体的な努力は何かと見せるしかないのではないかと考えます。コンセンサスというのは、互いに何か自分のものを譲って決着を図るというものだと思いますけれども、こんなに譲って汗をかいているんだけど合意を邪魔する要因が何かあるというのであれば、それを立証して新たな決着に持ち込むということではないかと考えます。

こういった問題の議論に2年、3年費やして解決しないというのであれば、そろそろ行政が出てきて制度だとか法令にして解決を図られても仕方がないんじゃないかと。それを民が踏みとどまって避けるということであれば、合意を得られるための努力を互いに払うしかないのではないかなと考えます。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、何かご発言がある方。福田委員どうぞお願いいたします。

【福田委員】 田胡委員から、今日合意形成してD p aで早く確定してほしいという要望がございましたが、それについて、今日はできないという確認でよろしいですね。

【村井主査】 最後にまとめさせていただきます。

【福田委員】 それから2つ目は、皆さんの理解をとということですが、皆さんのうち、私は当事者ではないとおっしゃっている方もいらっしゃるので、そうすると誰の理解を得ることになるのかということ。

それから3つ目、フォローアップワーキングについてのお話がありましたけれども、私も参加しておりませんので、何が話し合われ、何がポイントになって、にもかかわらずワーキングに出席された方がそういうことをお述べになっていることについて若干理解に苦しむところがありますので、適切な発言をされたほうがいいのではないかと私は思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。その他、今の福田委員のご発言も含めまして何かご意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

このダビング10の運用を開始する期日確定に関する委員会主査としての確認ですが、



基本的に本件のわかりにくい部分は、それぞれの当事者同士が、議論を行っているここ以外の場があるという点です。当然のことながら、そうした他の場での関係をこの委員会で議論する必要はありません。

ただし、幾つかの場面で当事者同士がそうした議論をされており、その議論がこの委員会の場でのコンセンサス、換言すれば合意形成のプロセスに影響を及ぼしているとするれば、各々の分野に詳しい方々にお話しいただくのが良いであろうと、ベンダーの方、放送事業者、権利者、消費者と、それぞれの議論の場に詳しい方々にフォローアップワーキングをお願いしたという背景があります。

議論を行っていく上で、まず前提とすべきは、答申にコンテンツへのリスペクトと明記されている点です。これは他の場での議論にも影響が及ぶと考えております。コンテンツへのリスペクトが具体的にどのように進められているか等の基本的な確認事項は、答申の際、ダビング10に向けた進め方を記述していますから、この委員会ではその点を守った上で進めていくことが重要です。一方でこの委員会で議論できる時間には限りがありますので、フォローアップワーキングとして、コンテンツへのリスペクトに関して具体的なプロセスを進めるための議論を含めて、行っていただきたいとお願いして参りました。

コンセンサスにはフル・コンセンサスとラフ・コンセンサスがあります。先ほど、「9合目」と浅野委員のお言葉がありましたが、ある程度コンセンサスが得られ、たとえラフ・コンセンサスであっても前に進められるのであれば、この場は進めるのだと決められます。

それから、タイミングに関して、6月2日と田胡委員がおっしゃいました。前回にもおっしゃっていただいております、その前に関委員からも同様のご発言がありました。技術的な準備は放送局側、テレビメーカー側もおそらくターゲットデートに向けて実質的にも技術的にも準備が整っているとの感触があります。けれども、ダビング10開始を6月2日と確定し、準備を進めるためにはリーディングタイムが絶対に必要であり、周知にも時間が必要ですので、日程の決定に向けた議論の収束をフォローアップワーキングをお願いしたという経緯でした。

フォローアップワーキングに至るまでには大変長い間議論をしていただけてきました。少し振り返りますと、そもそも決まった技術に関しての話から始まったわけですが、関係するステークホルダーがそれぞれの立場で、コピー制御の技術が使いやすいか、デジタル放送の健全な普及に対してどういう役割、位置があるか、何か障害があればそれに対してどう対応するかということについて議論してきた、このコピー制御に関するステークホル

ダーが全て揃っている場がこの委員会ですので、あと1合目をきちんと登ることをフォローアップワーキンググループで是非、引き続き行っていただき、できるだけ速やかに議論を進めていただきたいと思います。

それから、6月2日というタイミングで準備されることは私も伺っておりました。なぜ6月2日からスタートするのかは先ほど伺いましたが、私の記憶では、例えばテレビを普及させるにあたって弾みになる大きなイベントが近づいてきているということも視野に入れ、そのチャンスを上手に利用しようということであったと思いますし、このことに関しましても皆さんの大体のコンセンサスはとれていたと思います。

従いまして、ぜひ収束に向けたフォローアップワーキンググループでの速やかな議論をお願いしたいと思います。先ほど時間をかけてきちんと皆さんの合意を得るという話がありましたので、私どももスケジュールの調整をして、時間を取るように致します。中村委員、引き続きの議論をよろしく願いいたします。それではどうぞ。

【福田委員】 先ほど田胡委員のほうから、6月2日まで3週間を切ったのできょう決めてほしいというのがありましたけれども、今主査がおっしゃったリーディングタイムについて、メーカーさんは大体一致したリーディングタイムはお持ちなんでしょうか。もしおわかりになれば教えてください。

【田胡委員】 6月2日を前提として議論していますが、実はデッドラインは本日だと認識しております。したがって、非常に本日は期待してまいったということです。それと、同時に本日J E I T AのほうからD p aの高嶋専務理事あてに一応運用確定日のお願いを改めて文書で出ささせていただいています。それは本日この委員会があるので、この委員会を受けてぜひ決めていただきたいと思いますという趣旨で、J E I T Aの常務理事の名前で要望書として出しております。

予定ですけれども2日ということで我々は準備してきたわけで、もともと6月2日の前提は4月11日に確定しますというご連絡をいただいていますので、おおむね2カ月弱のリーディングタイムをいただいて、じゃあそれでいきましょうと、11日に確定すれば6月2日に間に合いますということでやってきておりましたが、4月11日は今から1カ月以上前の話で、この時点で確定できないので何とかぎりぎりまで頑張っ、本日最終的に決めないと6月2日には周知する上でも間に合わないのではないかとということで、J E I T Aのほうから本日中に確定していただきたいと思いますというお願いを本日出しております。以上です。

【村井主査】 私が先ほど申し上げましたように、フォローアップワーキンググループでの議論を収束に向けることを前提にこの委員会は進めると決めておりますので、ぜひそこでの議論を速やかに進めていただきたいと思います。私も時間の調整はいたします。それでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次の「技術検討ワーキンググループにおける検討状況について」という議題に移ります。同ワーキンググループでは制度エンフォースメントについて議論中であり、本日の段階では制度エンフォースメントの具体像についてワーキンググループのメンバーのコンセンサスが得られていない状況ではありますが、先ほどのフォローアップワーキンググループでの議論のように、委員の皆さんと情報を共有するのがこの場です。前回、委員の中からも検討状況についてご指摘も受け、取りまとめの時期も近づいておりますので、このタイミングで検討の状況を共有する必要があります。本日は制度的エンフォースメントの具体像を議論する上で、その前提となる事項などの説明をお願いしておりますので、そこから議論をスタートさせていただきます。まずは関委員、藤沢様からご説明をお願いいたします。

【関委員】 それでは、本日3枚物の資料が配られていると思いますので、これに従ってご説明したいと思います。今主査のほうからお話もございましたように、頭の資料のすぐ下に放送事業者委員提出資料と書かれていますが、本日は制度的エンフォースメントに関する検討状況の途中報告ということで報告するに当たり、コンセンサスというところまでは至っておりませんので、放送事業者側で取りまとめたということで、ワーキングの放送事業者として私と藤沢委員の方で一応提出したという位置づけで、現状の途中での検討状況に関してご報告したいと思います。したがって、これで取り決めてられたということでもございませんので、その旨あらかじめご認識いただければと思います。私から概略ご説明し、その上で藤沢委員から補足していただきたいと思います。

1枚目でございます。「エンフォースメントについて」ということで、(1)の「対象範囲」に関しては無料の地上デジタルテレビジョン放送ということを前提に検討しています。ただ、その下にありますように、基幹放送と考えられる地上デジタルテレビジョン放送を対象として想定しておりますが、無料のBSデジタル放送については今後の検討課題ということで認識しております。

2番目に「目的・意義等」となっております。いわゆる基幹放送と考えられる無料の地上デジタルテレビ上放送において、高付加価値のコンテンツを公共の電波で消費者に提

供し続けること、それから2番目として、技術進歩に応じた新たな受信機形態への柔軟な対応ということで、2番目のほうは目的かどうかというところもあるんですが、一応等というところでこのような目的等を目指しているということでございます。

それから3番目に、「エンフォースメントに求める期待値」でございますが、これに関しては一定のコピー制御ということでございます。その下にエンフォースメントについての1つの前提条件と申しますか、考え方を示しておりますが、一定のコピー制御信号を送信しただけでは、受信側で当該信号の内容が守られるとは限らない。そのため、当該コピー制御信号、ルールへの反応を確実に担保するために、すべての放送用受信機が一定のコピー制御信号、ルールの内容に従うようにするとともに、受信機に接続される外部接続機器への一定のコピー制御信号、ルールが確実に継承されることも必要である。そのため、コピー制御を実効性あるものとするために、受信機に一定のコピー制御信号、ルールを必ず遵守させるための方策をエンフォースメントと呼んでいますが、これが必要であるという考え方でございます。

また、このエンフォースメントがないと、コピー制御を実効性のあるものにできないばかりでなく、一定のコピー制御信号、ルールの内容に適切に従う受信機メーカーが不正な競争により不利益をこうむる懸念もある。特にデジタル・コンテンツの場合、流通のみ制限しても一度流通してしまった場合には被害が大きくなる可能性があるため、放送の受信の段階でエンフォースメントを確実にすることが必要ということで、対象範囲、目的・意義等、それからエンフォースメントに求める期待値ということと、今の最後の四角の中のところの考え方をベースにしながら現在検討を進めているということでございます。

2番目に、技術的エンフォースメントと制度的エンフォースメントの概要と申しますか、きちっとした評価でこのようにフィックスしているわけではございませんので、比べてみるとこんなところが特徴としてそれぞれありますということで一応並べてみました。ここに関しては後ほど藤沢委員のほうから補足いただきますので、私は読むだけで進めたいと思います。

左側に契約に基づく技術的エンフォースメントということで、なるべく現行の方式にあまり固定するのではなく、契約に基づく技術的エンフォースメントという大きな観点でここに関しては記述したつもりでございます。それに対する制度的エンフォースメントということで2つ入れております。

左の方に6項目それぞれのエレメントを書いてございます。1番目のエンフォースメン

トの目的、期待値に関しては、基本的には技術的エンフォースメント、それから制度的エンフォースメントといいながら、すいません、頭で言っちゃえばよかったです、技術のほうを以降テクニカルエンフォースメント、TEといいます。それから制度的エンフォースメントのほうはリーガルエンフォースメント、LEということで簡単に呼んでいきますが、TEとLEに関して、基本的には同一の目的、期待値であるということを前提にしています。

それから2番目として、エンフォースの対象となるルールに関しては、TEのほうは民間の機関により策定されたコンプライアンスルール、ロバストネスルールということでございまして、それに対して制度的エンフォースメントのほうは行政が策定するコンプライアンスルール、ロバストネスルールということになります。

別図参照と書いています。次のページに概要、ルールの考え方ということを示しています。今お話ししましたように、コンプライアンスルール、それからロバストネスルールというところの説明が真ん中のところになされていますが、検討の対象ということで全体の説明と、その中でルールはどういうところを規定しているのかということがこの図としてはかかれております。

全体のシステムとしては、左が放送の方で、権利保護情報と、基本的に、一般論としてTEの場合はスクランブルがある、LEの場合はスクランブルなしということで、現行はTEで行っていますので、ここではスクランブルが施されて放送される。それで、受信機のほうが真ん中の四角でございますが、さらに受信機の中では、受信、蓄積、記録等が行われると同時に出力が行われるということで、出力に関しましては、右のほうにありますように認定した方式、さらにその先ではD T C P等の認定のルールに乗って出力されていくということで、デジタル出力、ローカル暗号等による出力、それから記録媒体に対するC P R M等のリムーバルメディアの出力ということがされております。

受信機の中では、下に吹き出しが2つありますけれども、その左のところでございますように、権利保護情報に従い記録・再生。それからもう一つが、認定された保護方式によりデジタル記録・出力を可とする。また、ローカル暗号化によりデジタル蓄積・出力するということでございますが、出力・蓄積・記録に関してきちっと「権利保護情報に従い」というところをどういう形でルール化するかというのが四角の中の上のほうにあります機能要件。それがコンプライアンスルール、CRと呼ぶものでございます。もう一つロバストネスルールという言葉を使いましたが、それに関しては、機能要件をきちっと実装する

ということで、受信機の実装基準をロバストネスルール、RRと呼んでいます。

左の四角にございますように、権利保護情報に従って機器が動作すること、権利保護情報が改ざんとか抜かれるということがないようにすること、それから3番目としてきちんと権利保護情報が継承されることが必要となる主なCR、RRの要素になっております。

1枚戻りまして、それぞれの特徴的なところでございますが、今②のところまでお話ししました。3番目として考え方でございますが、TEのほうなんです、受信機を製造しようとする者は、受信機設計上必須となる秘密情報は契約を結ばなければ得られないというのが一番ベースにございます。②にルールを2つ書いてございますが、そのルールの違反者に対しては、契約解除、損害賠償請求等の契約違反を根拠とする民事上の制裁措置を科すことによってエンフォースメントを実現するというのがTEの考え方です。それから同じように、CR、RRの違反者に対しては罰金等の刑事上の制裁措置を科すことによってエンフォースメントを実現するというのがLEの考え方でございます。

それから4番目に抑止力についてですが、上記ルールに従わない機器を製造・販売していることが判明した者に対して、民間のライセンスの管理主体がデスクランブルのためのライセンス契約を解除することで、その後のデジタル受信機製造・販売の継続を困難するとともに、契約違反で訴えること等が考えられます。それが抑止力につながっています。それから、ルールに従わない受信機登場の把握は放送事業者の市場調査による。放送事業者とその管理主体のほうも入った市場調査になるかと思えます。それから、ルールに従わない受信機か否かの判断は契約上解除権を持つ者等ということになります。

それからLEのほうなんです、制度上定められるルールに従わない機器を製造・販売していることが判明し訴えられた者に対しては、事後的に法律上の制裁、罰金等の刑罰が科される。過失の場合は制裁の対象から除外していかどうかについては、さらにルールの項目ごとに精査する必要があると考えております。それから、ルールに従わない受信機登場の把握は基本的に、判明し訴えるというところがございますので、権利者も一部入るのかもしれませんが、放送事業者の市場調査による。それから、ルールに従わない受信機か否かの判断は、今の上のところの市場調査による告発に基づいて警察権ということになると思えます。

それから5番目に、実効的な防衛手段についてでございますが、コピー制御信号に無反応な機器を製造・販売しようとする者は、当該機器に対しスクランブルを解除するための

機能の開発・実装が必要。それが機器製造に対するハードルが高いということにつながっています。無反応な機器を製造・販売しようとする場合は、スクランブルを解除するための開発・実装が必要で、ここがこのハードルになっているということがあります。L Eのほうは、無反応機器を製造・販売しようとする者は、スクランブルに関する開発・実装は必要でないということもございますので、ここではT Eに比べたらハードルは低いということが言えるだろうと考えております。

6番目に、エンフォースメント実現のためのコスト等の負担についてでございますが、T Eの場合コピー制御及びそのエンフォースメントを行うためスクランブルが必要でございまして、そのシステム維持のためのコストがかかるということが言えます。それから実効的防衛手段があるため、違法機器の監視等に関するコストは多分L Eに比べると低い可能性が高いだろうと考えます。それから、ケースによりましては視聴者に手続等の負担を伴うこともあるということがコスト等の負担でございます。

それに対してL Eの方なんです、スクランブルの必要がないということをお前の図でも説明いたしましたが、そのためにシステム維持のためのコストも不要ということが言えます。一方で、実効的防衛手段がないことにより、違法機器の監視に関してはT Eに比べるとコストが高い可能性はあるだろうと考えています。それから、視聴者に手続等の負担は発生しないということで、まだきちっとした比較表というレベルにはなっておりませんが、それぞれの特徴ということでこのような表をつくりました。このような考え方に基いて現在検討を進めているところでございます。それでは藤沢さんから。

【藤沢オブザーバー】 それでは、私としての意見ということで述べさせていただきます。

まず1枚目ですけれども、ここには単に「エンフォースメントについて」と書いてあります。先ほど関委員からありました、テクニカルでもリーガルでもないエンフォースメントということで、当委員会の基本的な考え方であるコンテンツに対するリスペクトのためには、真ん中にあります一定のコピー制御が必要であると。一定のコピー制御をその下の米印の一番上にあるような形で、すべての受信機がコピー制御を守っていただく環境をつくるためにエンフォースメントが必要だということで、T EだろうがL Eだろうがエンフォースメントは必要だということだろうと思います。

その上で、じゃあどういうエンフォースメントが必要かということで、技術的なものかいいのか制度的なものかいいのかということで整理したのが2枚目のページでございます。

て、大きく3つの要素、④、⑤、⑥の評価軸で検討を進めていったらいいのではないかと  
いうご提案になっています。

1つ、④ですけれども、無反応機器を製造・販売しようとする人のやる気をそぐような  
位置づけの抑止力としての効果ということで、内容は先ほど関委員のほうで言われたとお  
りなんですけれども、この抑止力についてはT EもL Eもこういった形で効果が期待でき  
るのではないかと考えられます。

もう一つ、⑤ですが、無反応機器を製造・販売しようとする行為に対して実質的に妨害  
対策をするという位置づけになります。資料中では実効的な防衛手段という表現をしてお  
りますけれども、これについては、先ほどのご説明にもありましたように、T Eにはある  
けれどもL Eにはないということになります。

④と⑤の2つは、言ってみれば方式的な特徴ということになりますけれども、それを踏  
まえつつトータルにコスト削減がどれぐらいできるのかということがどちらのエンフォー  
スメントを選択していくかということで、3つ目の⑥のコストという面での重要な選択に  
当たってのかぎだろうと思っております。

今後技術検討WGにおいてL Eの具体像について検討していくことになると思うんです  
けれども、その際これまで産業構造審議会ですとか文化審議会等で議論されてきた経緯は  
十分踏まえてやっていく必要があると思っておりますけれども、その上で基幹放送のデジ  
タル受信機を対象として改めてこうした評価軸で検討を進めていくということについては  
意義があるのではないかと考えております。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、技術ワーキングで議論していただいている  
内容の共有ということで、メーカーの方からご発言いただき、皆様のご意見を伺おうと  
思います。まず田胡委員、お願いいたします。

【田胡委員】 今日ご提示されたのは、比較的、一般論ということで理解しております。その  
上で、技術的エンフォースメント、制度的エンフォースメントそれぞれもう少しブラッシ  
ュアップする必要があるのではないかなと思っております。特に制度的エンフォースメン  
トはここにも書いてありますように、いずれにしてもセキュリティーといいますかコピー  
制御をやるところがエンフォースするわけですので、例えば実効的な防衛手段で「機器製  
造に関するハードルが低い」とありますけれども、逆に言うと技術的なハードルが低い  
がゆえに悪い人もやれば何でもつくれちゃう、いわゆるセキュリティーレベル、あるいは保  
護レベルが下がるというのがこの先にありますので、じゃあそれをほんとうにどうとらえ



るかとか、一方、技術的エンフォースメントのほうが当然のことながら「機器製造に関するハードルが高い」と書いていますので、そこはそこで抑止力が効いているとなっておりますので、そういったものも含めましてさらに精査する必要があるんじゃないかなと思っております。

それから、抑止力につきましても、左側は機器を製造・販売と微妙に書いてありますけれども、右側はつくただけでは問題じゃなくて明らかに販売が対象になりますので、左側は多分技術的な話なので、受信機メーカーといいますか、製造・販売を一緒にやっているところが対象なのかなと思いますけれども、右側は多分制度的エンフォースメント、まだ法案は通っていませんがアメリカのブロードキャストフラグなんかを見てもどうも販売をやっているのとすると、抑止力的にといいますか販売側はどうなのかなとか、ステークホルダーもちょっと変わってくるのではないかなとか、いろいろとまだまだ議論したいことは山ほどありますので、一応技術的エンフォースメントと制度的エンフォースメントそれぞれについてもう少し深掘りした議論を今後とも進め、技術的エンフォースメント、制度的エンフォースメントを対比した上でどうなのかなというものをワーキングでやっていきたいと思っています。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。松下電器の榊原さんにお越しいただいているので、榊原さん、お願いいたします。

【榊原オブザーバー】 ワーキングでの議論はなかなかわかりにくいとおっしゃっている方が多かったですけれども、これについてはまだコンセンサスを得ていないということで、本日は放送事業者さんからの提案ということで抽象的な一般論のご説明です。随分前にこの委員会において、現行の方式には問題が幾つかあるということで、無反応機器が出てるとか、カードの社会的なコストなどの課題があるということで、そういうことを解決するために技術ワーキングに対して課題が出された、とワーキングに出ている者としては理解しています。

その中で、現行制度も含めたいろいろな技術解がこの比較表の左側です。それに対するものとして、法律をつかってエンフォースしていくものを比較していくということなんですけれども、先ほど藤沢様のご指摘されたように、随分前に産構審でもこういう無反応機器規制をかけるということについては随分検討され、そのときには放送コンテンツ限定ではなかったとは承知しているんですが、実際、無反応機器規制については、バランス論や技術の進展、コンテンツ提供事業者の自助努力を促す等の複数の理由から、法規制は行わ

ないという結論がいったんは出ているということもあるので、法律ありきではないんじゃないかということを確認しておかなければいけないのではないかなと思います。

あとは、メーカーの方としても、これに関してはどういう意見が出ているかということで、この検討委員会・ワーキングのメンバーはメーカー各社からで、J E I T Aとしての委員は出ておりません。法規制をつくるということになると機器を規制するというので、いろいろな会社に影響を及ぼすことなので、そういう意味でもワーキングでは慎重な検討を行わなければいけないのではないかという意見を述べたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、土井委員、どうぞお願いいたします。

【土井委員】 今、榊原オブザーバーから触れていただいた産業構造審議会の報告書の中では、「機器提供者側の過大な負担を避けて無反応機器を規制する方法として、法令に基づき管理技術を指定した上でその管理技術への対応を機器メーカーに強制するというやり方があるとの指摘がある」とあります。これは今で言うと、L E (legal enforcement) があるということです。それから、「しかし、こうした方法は、指定されていない技術の開発自体を事実上停止し、結果として管理技術の進歩をとめてしまうおそれがある。こうした点を踏まえ、無反応機器に対する規制は行わないことが適当である」と記述されております。現状はその記述にのっとっていると認識しております。

技術が発展したことでもう一度考えたいというお話があるのだと思いますが、ここはメーカーの立場というよりは審議会委員の立場ということもありますが、やはり日本は資源がない国であって、今まで発展してきたことに関しては技術資源が非常に重要であったと認識していますが、今ガラパゴス説というのがありますけれども、そういうことにならないようにすることも兼ねて、技術の発展の可能性、技術開発の可能性を閉ざさないということは非常に必要であると考えております。なので、法の介入というのをもし考えるとしても、できるだけ最小限にしていだけないかと。

法制度を検討する上では、法で規制することの必然性と妥当性、既に出ている答申をもう一度考え直すことの必然性と妥当性を、関連する省庁や有識者の方に議論していただきたい。特に技術検討ワーキンググループの方はT E (technical enforcement) の方を考えることができるメンバーであると認識しております。そういう意味では、T EとL Eを比較表にさせていただいていますけれども、本当にどちらがいいのか。先ほどコストというお話がありましたけれども、流通・ランニングコストまで含めて考えていこうとすると、どういう方たちに入っていていただいて検討すればよいのかということも踏まえて幅広く検討して

いただけないかと思っております。以上です

【村井主査】 ありがとうございます。高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】 技術的エンフォースメントと制度的エンフォースメントの比較表を見せていただいて、ご説明いただいたわけですが、今メーカーさんの意見をお伺いしますと、無反応機器の問題、社会的コストの問題は確かに私どものほうで課題として指摘させていただきましたけれども、産構審を引いて法規制は行わないと最初の方はおっしゃいましたし、次の方は慎重に検討のような形でおっしゃいました。情報通信審議会の委員の立場からしますと、昨年度の答申の中でコピー制御にかかわる技術的エンフォースメントについて引き続き状況の把握に努め、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに、エンフォースメントに係る制度を含めたルールのあり方について審議を行っていくということになっておりまして、じゃあ状況の把握がきょういただいた資料だけで十分かということ、私は理解しにくいところがございます。

B-CASの問題に関しては、あれ以来この場では検討されていないと認識しておりますけれども、いかがでしょうか。消費者の立場からしますと、既に発行済みのカードが3,000万枚以上あり、いろいろな流用のリスクとかがある中で、今後どうなってくるのかに関しては非常に重要な関心を抱いているわけです。確かに民民の問題だという、先ほど中村先生のそもそもはというお話がありましたけれども、地デジに伴うもろもろの変更に對して消費者というのはほとんど選ぶことができない、選択の自由が確保されていない。地デジになるから受信機を買いかえると。最近買いかえた人はそれでソフトをアップロードしなさいという形で、受け身でいろいろしなければいけない立場に今陥っているわけですね。

それで、コピーワンスのときもそうでしたけれども、我々に任せなさいとメーカーの方からおっしゃられても、すみませんが、にわかに信頼しがたいところがあって、だから制度的エンフォースメントで行政も関与し、この場で決めていくということが必要ではないかと思っております。そのこのところの考え方に基づいてもう少し深掘りした検討がここで行われることを期待しております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。長田委員、お願いいたします。

【長田委員】 私自身の問題意識からしますと、B-CASカードを使つての技術的エンフォースメントの機器に対して、買った者の負担、それを設置して見られる状況にするためのコスト、お金以外のものの負担感、時間がかかる、難しいとかいろいろなことがある中で、

それが解決できれば一番いいのではないかというのがまずあるんです。

これから2011年に向けてみんなが何か対応しなきゃいけない。何の負担感もなくコストもかからない方法があって私がそれを認識していないのかもしれませんが、普通とても負担があるんだと思います。これから買いかえる人はますますその負担感が強くなるだろうと。B-CASで何か登録するとかいうのはとても大変なことになるので、できればそれが無いほうがいいと思っています。

それで、制度的エンフォースメントで何かできないのかというのが私の考えの出発点なんです。今のご説明だと、技術的エンフォースメントだと機器製造に関するハードルが高いと書いてあるけれども、やはり無反応機器が出てしまっているわけだし、B-CASカードもみんないっぱい持っているわけだから、その流用はどんどん行われてしまうかもしれないし、あまりハードルが高いとも思えない。だから、無反応機器をつくったり販売してはいけないんだときちんと決めたほうがわかりやすいとは思いますが。とにかく、一人一人が地デジを見るための負担を減らしていただきたいと思っています。

【村井主査】 ありがとうございます。椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 今の長田委員のお話にも関係するんですけれども、きょうのフォローアップワーキンググループで広報の話をしていたときに、例えば地デジをハードディスクに録って、それをダビングする先がDVD-R、DVD+R、RAMといろいろある。しかも録る方法は、VRモード、ビデオモードといっぱいあります。地デジに限った話じゃないと思うんですけれども、もうちょっと物事を簡単にする必要があると思うんですね。今、50歳以上の方が電器店でテレビやレコーダーを買ってきて、自分で設置しようとは多分思わないです。どんなに電器の知識があったとしても、途中で投げ出して電器屋さんを呼ぶと思うんです。そんなものになっちゃっているというところから見ても、システム、ルールみたいなものはできるだけ複雑怪奇でないほうがいい。B-CASは、テレビを見るための仕掛けと言われつつ、有料放送を見られるための情報が書かれたりとか、それを抜いて他の機器に持っていくと同じことができちゃったりとかいう、いいことと悪いことを区別もできないような複雑さがあるというところで、やっぱり改善される必要があるんじゃないかと思っています。

産構審というのがお話に出ているんですが、あまねく全体に関する話と部分的な話というのは常に違うと思うんです。地上波のコンテンツはこれから2011年に向けて国民に（受信機を）買ってもらうわけですね。政府がぜひ買ってくださいと言って一家に1台

状態になっていくものが与える影響力というのは、そのほかの一般の機器のレベルとは明らかに違うと思うんです。一般のものについて定めた産構審の結論に地デジも従わなければいけないというのであれば、権利者は明確に反対したいと思います。

またこれは何回も出てきている話なんですけど、不正流通を厳しく取り締まるということは当たり前なだけけれども、瞬時にコピーでき、かつ瞬時に頒布でき、しかも捕まえることができないという特性があるデジタルに対しては、今ダビング10が提案されているということもあって、やはり制度的な手当てをすることは必要なんじゃないかと思うんです。B-CASをやめると無反応機をつくるハードルが下がってしまうというだけけれども、ここであえてもう一回確認したいと思うんですが、これはだれに聞いたらいいのかな、メーカーの人がB-CAS社に対してB-CASカードをくださいと言ったときに、それを支給するに当たっては何か審査とかをするんですか。

【村井主査】 この件は、関委員にお答えいただくのでよろしいでしょうか。

【関委員】 支給の契約というのがありますから、そこでは現在のコンテンツ保護にかかわるTRの第4編、第5編、第8編を、基本的には申請者の責任においてきちっと守っているということで契約している。だから、もしそれが守られていないと、さっきお話ししましたようにこれ以上カードを出しませんとか、守っていないんだったらちゃんと直してということはある得ますけれども、初めに審査はないです。

【椎名委員】 僕が申請しても許可がおりるわけですよ。

【関委員】 ええ、ちゃんと守っていますということだったら基本的には。

【椎名委員】 守りますとサインをすればおりるわけですよ。それはハードルといわないですよ。それから、B-CASを使ってスクランブルを解く仕様というのはフリーオもやっていることでもあって、別に審査に受かった人だけが入手できるというものじゃないんですよ。

【関委員】 ええ。審査していませんから。

【椎名委員】 鍵を解く仕様については、どこでもみんな知っていると考えていいわけですか。

【関委員】 仕様は公開されています。

【椎名委員】 公開されているんですよ。それはやっぱりハードルじゃないですよ。鍵がライセンスを受けた人以外に漏れちゃったときに、何らかの受像機が見られなくなるという対応をとれるシステムにはなっていないわけですよ。1つの例で言えば、B-CASカードが流出してほかの人に渡ったとしても、それを受け側で締め出しましょうとかいう

ことはできないわけですね。

【関委員】 厳密に言うと、技術的にはできます。要するに、鍵の書きかえを全部行えばできるということになりますので。

【椎名委員】 ほかの人の書きかえるということですよ。

【関委員】 正しい鍵に。

【椎名委員】 そういうお話を伺うと、B-CASを外すことでハードルが下がるという話にはわかに理解できない。また、ハードルが下がるから権利者が反対と言われているらしいんですけども、もはやザルに近くなってしまっているB-CASを外すことに反対はしないし、ハードルが下がるからという理由が制度エンフォースメントの有効性を否定する理由にはならないと思います。刑罰というのはやっぱり最もすぐれた抑止力を持っていると思いますので、ぜひ積極的に制度的エンフォースメントの検討を進めていただきたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。どうぞ、田胡委員、お願いいたします。

【田胡委員】 これは事実関係なんですけれども、椎名さんは個人としてB-CASカードはもらえません。受信機メーカーとしての椎名電器だったら大丈夫です。念のため。

【村井主査】 中村委員、いかがでしょうか。

【中村委員】 この件も本来民間の契約と技術の問題だと思います。ですから、特段の問題が生じないのであれば制度の必要性はないと思います。原則としてはできるだけ制度は入れたくない。しかし、状況をかながみると、コピーワンスの問題が顕在化してから2年半たっていますし、解決策の具体化という段階になって民間ベースでコンセンサスというのも形成困難な状況になっていると思います。また、先ほど高橋委員や椎名委員からもご指摘がありましたように、地上デジタル放送は官民挙げて受信機買い替えを推奨していますし視聴者の選択の余地も少ない特殊性のある分野であるということも確かだと思います。

こういう状況からすると、民間ベースで解決するというのが最善だと言い切るのはあまりに多くの問題が出てきているかなと思いますので、私としてはとても残念なことなんですけれども、行政だとか制度といったものによる解決を少なくとも選択肢の一つとして検討するのはやむを得ない状況が近づいているかなと考えます。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。その他、何かございますでしょうか。堀委員お願いいたします。

【堀委員】 権利者が制度的エンフォースメントに反対だとか技術的にどうだとかいうことに

ついて、ウィキペディアで「フリーオ」を検索すると私の名前が出ていまして、「コピーなんていうのは売ったり頒布したりする人が悪くて、技術とか制度ではない」みたいなことが詳しく書き込まれて、それをもって堀はこういうエンフォースメントに反対であるということが出回っているという話を聞きましたので、私はウィキペディアを、そういうつもりで言ったわけではありませんと括弧づきで訂正しておきましたので、新しいほうをぜひご覧ください。

第4次答申でも権利者として申し上げておりますのは、先ほども椎名さんがおっしゃったように、デジタルになると高精度のデジタル画像が瞬時に大量に、ということに懸念を表明したわけでありまして、瞬時に大量につくる、あるいはそのための機械をつくる、あるいは頒布することを、意識的にやろうがやるまいが、根本的にはそういうことに懸念を表明しているんです。僕はそんな難しいことをお願いしたつもりはなくて、根本的にたくさんコピーが出回ることにどう思いますか、ということに懸念したのです。ですから、技術的にはコピーワンスがダビング10になるという緩和があることについても同時に懸念があるわけです。

これを技術的エンフォースメントとするならば、やって当たり前の話で、その次に流通がある。無反応機器が出た、あるいは無反応機器で、フリーオの場合には瞬時にブロードバンドに流せますから、一番懸念してきたことができるわけです。それではこれはブロックしていただけないのかと。ですから、ダビング10を聞き置いた前提となっている三方一両損であるとか四方一両損と同じように、技術的なブロック、流通のブロックがあって、ユーザーにもブロックしてもらおう。これは啓蒙運動なんですけれども、全部お願いしているつもりなんであって、技術的なものと制度的なものどちらがいいかという比較はわかるんですけれども、とにかくコピーが大量に出回らないことをもう一度確認したい。それに尽きます。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。浅野委員、お願いいたします。

【浅野委員】 このワーキンググループからの途中経過報告について、どういうものが出てくるのか非常に期待しておりました。放送事業者側がまとめた資料が出てきたのでおかしいと思っているうちに、端末メーカーさんや権利団体の方々の意見を聞いて、ほとんどコンセンサスができていないことが大分わかってきました。自己の立場を主張するだけでなく合意形成に向けてぜひ一歩踏み込んだ議論をしていただきたいとワーキンググループの皆様をお願いしたい。

TEとLEを並列に扱うのではなく、まずTEならば技術的にどのように解決し、どの部分を変更することによりここまで可能であるという形でまとめていただきたい。またIEであれば、これだけのことをやったら、罰則規定等の強化によってこういうことが妨げますという形にしていきたい。各々の方法についても、防ぐことができる部分があり、その場合はTEとLEの組み合わせでいくと。

そうすることで、まさに堀委員が発言されたことに対して、不法コピーがたくさん出回るということについてはこうすれば防ぐことができるという回答になると思います。立場が異なるにしても全ての方々が納得できる形でないという意味がないと思います。もう少し議論を深めていただきたい。

個々に書かれている内容については、インプリメントが難しいことに理解しているつもりですが、まだ議論が浅い感じがします。このワーキンググループでは、プロの皆さんが集まり相当議論したはずですから、もっと深みのある報告を期待します。今回、ここまでのレベルでしか途中経過報告が出てこなかったこと自体が、合意形成ができていないことを逆に証明している気がします。もっと議論を深め、合意形成に向けて努力していただきたいとお願いしたい。

【村井主査】 ありがとうございます。どうぞ。

【中島委員】 実は、B-CASでいろいろ問題が出てきているのはあるんですけども、それを乗り越えて次に技術的にどうするかということについて本気になってまだ議論されていない。時間があまりないので早急にやらないといけないんですけども、本気になって技術の面からはっきりさせて、限界はここまでだったらというのを早く出さないといけない。そういう意味で技術的な検討も、二者選択じゃないかもしれませんが、まだ不足している部分があると思っています。

【村井主査】 ありがとうございます。その他に何かございますでしょうか。

今いろいろご指摘いただいたことは、技術ワーキングに関してですから、私に責任があります。中島委員からご指摘の点、先ほどいろいろな委員の皆様からうかがったお話、それから浅野委員からも、議論を深く行っているだろうに、今回の報告ではまだ浅いというご指摘もありました。これらはコンセンサスがあまりできていないからであり、議論は着実に進んでいるのですが、これからまだまだ議論を掘り下げて進める必要があるというところが現状です。

第4次中間答申がありますので、いずれにせよ現時点での議論の集約を急ぐ必要があります。



ます。また、次回以降にこの場で、先ほどの浅野委員からのご指摘の点が改善された形でワーキンググループからご報告でき、委員の皆様にご議論していただけるように進めていく必要があります。ワーキンググループの皆様、それから先ほど委員の方からのご指摘のように、もし必要な方がいらっしゃれば、そうした方々からご意見を伺いながら検討し、進めていかなければなりませんので、ぜひ皆様のご協力をお願いいたします。

取りまとめに向けた意見の集約の仕方、進め方、それからタイムライン等、非常に厳しい状況ではありますが、技術検討ワーキンググループに対する期待感がありますので、皆様のご意見を事務局にもいただき、委員の皆様におかれましてはぜひご協力をお願いいたします。それでは、事務局から何かございますでしょうか。

**【小笠原コンテンツ振興課長】** 本日は、ワーキングの進め方、報告につきまして、このワーキングの内容は全然わからないとのご指摘を受けたことにつきまして、事務局としても重く受けとめ、村井主査、あるいは中村主査とご相談しつつ適切に進めてまいりたいと思います。

それから、先ほど村井先生から取りまとめの時期を控えてというお話がございましたが、6月の日程も早急に調整しお知らせ申し上げたいと思います。よろしくをお願いいたします。

**【村井主査】** それでは本日の会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上